

平成20年2月25日

社団法人 金融先物取引業協会

外務員の処分について

本協会は、本日、本協会の会員に所属する外務員に対し、金融商品取引法第64条の5及び外務員の登録等に関する規則第11条第1項に基づき、下記のとおり処分を行いました。

記

株式会社国泰キャピタル

1. 処分対象外務員が所属する会員名

株式会社国泰キャピタル

2. 処分対象外務員の役職名

代表取締役社長

取締役副社長

3. 法令等違反行為の概要

代表取締役社長及び取締役副社長は、当社が顧客から預託を受けた外国為替証拠金取引に係る委託証拠金のうち、カバー取引先に預託し、区分して管理していた額の一部について、代表取締役社長の友人への貸付けに流用するなどして、自己の固有財産と区分して管理していなかった為、区分管理額が不足している状況となっていたことを認識していたにもかかわらず、その原因を究明するなどの措置を講じず、区分管理額が不足している状況をそのまま放置していた。

また、代表取締役社長及び取締役副社長は、その業務に関し、カバー取引先に預託していたカバー取引に係る委託証拠金の一部を国内の預金口座に振り替えたように見せかける架空の資金移動操作を行い、取引先リスク相当額を過小に算出することなどにより、実際よりも過大な虚偽の自己資本規制比率を算出した上で、当該自己資本規制比率を記載した届出書に関東財務局に提出し、当該自己資本規制比率を記載した書面を公衆の縦覧に供し、当該自己資本規制比率を記載した事業報告書に関東財務局に提出した。

これらの行為のうち、は金融先物取引法第91条、及びは同法第82条、は同法第79条にそれぞれ違反し、並びに、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第3条、金融先物取引業務取扱規則第3条及び第15条に違反するものであり、当該外務員は金融商品取引法第64条の5第1項第2号に該当すると認められること。

4 . 処分内容

代表取締役社長 : 外務員の職務停止 1 8 週間
取締役副社長 : 外務員の職務停止 1 8 週間

株式会社新日本通商

1 . 処分対象外務員が所属する会員名

株式会社新日本通商

2 . 処分対象外務員の役職名 (当時)

取締役外国為替部長

3 . 法令等違反行為の概要

当社は、金融先物取引業登録 (平成 1 8 年 3 月 2 3 日) 以降、システム監査を一度も行っていないなど、その使用する電子情報処理組織の管理が不十分な状況にあった。

また、当社は、金融先物取引業登録にあたり、関東財務局長からシステム障害発生時にはこれを報告するよう命じられており、金融先物取引業登録以降、平成 1 9 年 9 月 1 9 日までの間、少なくとも 5 3 件ものシステム障害が発生していたにもかかわらず、このうち 3 8 件を関東財務局長に報告していなかった。

このような業務の状況は、代表取締役社長 (外務員未登録) 及び取締役外国為替部長において、当社の業務の根幹であるシステムが、安全かつ安定的に稼動するためのシステムリスク管理を適切に行わなければならないとの認識及び法令遵守意識が欠如していたことに起因している。

これらの行為は、金融先物取引法第 7 7 条、同法第 8 5 条、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第 3 条及び金融先物取引業務取扱規則第 3 条に違反するものであり、当該外務員は金融商品取引法第 6 4 条の 5 第 1 項第 2 号に該当すると認められること。

4 . 処分内容

取締役外国為替部長 : 外務員の職務停止 7 週間

以 上